

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成29年4月25日

奈良県知事 荒井 正吾

1 業務の概要

(1)業務名

平成29年度「古事記のまつり」開催業務

(2)業務の目的

奈良県においては、「古事記」「日本書紀」（以下「記紀」という。）「万葉集」に代表される歴史素材を活用した行政施策を効果的に展開し、「本物の古代と出会い、本物を楽しめる奈良」を実現していくための取り組みとして、「記紀・万葉プロジェクト」を推進している。

古事記完成1300年を機に、全国的に古事記への関心が高まってきており、本県では、古事記編纂・完成の地としての存在感を、県内外に広くアピールしているところである。

この「古事記ブーム」ともいえる機運の盛り上がりを継続・発展させ、古事記という書物そのものに親しみ、その魅力を体感できるイベントとして「古事記のまつり」を開催する。「古事記のまつり」は「古事記朗唱大会」及び「こども古事記かるた大会」を軸とし、幅広い年齢層の出場者・観覧者に古事記の魅力を体験していただくアトラクション等の催しで構成する。

「古事記のまつり」の開催により郷土の歴史を大切にする機運の醸成を文化・観光振興につなげ、古事記ファンの拡大・定着を図る。

(3)業務の内容

- ①計画・準備
- ②企画・実施
- ③会場での観光PRブースの設置、古事記かるたの販売等の演出
- ④プログラム及び出場者を紹介した冊子の作成
- ⑤出場者・観覧者の申込受付
- ⑥広報
- ⑦事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成
- ⑧打合せ協議

(4)委託料上限額

金8,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5)業務の仕様等

4の(2)により配布する、平成29年度「古事記のまつり」開催業務委託仕様書（以下「仕様書」）に示すところによる。

(6)履行期間

契約締結日から平成30年3月26日まで

2 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、責任の所在を明確にする観点から共同提案は受け付けない。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3)平成29年4月25日（火）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (4)平成29年4月25日（火）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法

(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (5)銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6)役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (7)役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (8)暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9)役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12)奈良県競争入札参加資格のうち、「広告・イベント業務」に登録していること。(ただし、提案書等提出時点において登録申請中であれば可とする。)

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2)複数の提案書等を提出したとき。
- (3)提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4)提出書類に虚偽又は不正があつたとき。
- (5)提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかつたとき。
- (6)そのほか不正な行為があつたとき。

4 手続等

(1)担当部局(書類の提出先及び問合せ先)

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県 地域振興部 文化資源活用課
電話番号 0742-27-8975
ファクシミリ 0742-27-0213
電子メールアドレス bunkashigen@office.pref.nara.lg.jp

(2)仕様書の配布

平成29年4月25日(火)から5月23日(火)午後3時までの間に、4の(1)の担当部局またはインターネットの「奈良県文化資源活用課ホームページ」から入手するものとする。

(3)平成29年度「古事記のまつり」開催業務委託事業者募集要項(以下「募集要項」)の配布

平成29年4月25日(火)から5月23日(火)午後3時までの間に、4の(1)の担当部局またはインターネットの「奈良県文化資源活用課ホームページ」から入手するものとする。

(4)参加表明書、企画提案書等の提出

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

(5)説明会の開催、質問の受付

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

6 受託者との契約

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

7 その他

(1)本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

(2)提出された提案書等は返却しない。

(3)本業務の詳細は、4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

(4)本公募型プロポーザルは、提案書等を評価し、業務を委託する上で最も適した「受託者」を選ぶものであり、「企画提案そのもの」を選ぶものではない。業務内容については、契約後改めて文化資源活用課との協議のもと進めるものとする。